

## 「特別職の期末手当の引き上げ」議案に反対しました

国の人事院勧告に沿う形で特別職の期末手当(ボーナス)0.05ヶ月分の引き上げの議案に反対しました。

公務員は、労働基本権の一部(ストライキ権)等が制限されており、その代償措置として人事院勧告がありそれに沿った形で公務員の給料の引き上げがあることはわかるのですが、これを特別職にまで当てはめることは、適当であるとは思えません。

なぜならば、米子市においての特別職とは市長・副市長・議員等のこと。この議案は人事院勧告にかこつけて議員らのボーナスも引き上げようというもの。議員たちが、労働基本権の一部を制限されているということはありません。

こういうことも、市民感覚からずれていると言えると思います。

これに関連して、市民感覚として、もう一つおかしなことがあります。

今回の議案が通ったことにより、冬の議員のボーナスは1.70ヶ月分となりました。

議員の月額報酬は44万円。ということは、議員の冬のボーナスは「**44万×1.7=74.8万円**」とになるはずなのですが、実はそうではないのです!

実際はこのように計算されます。

1.7ヶ月分を計算する前に、なぜか、まず月額を1.4倍にしてから計算するというもの。つまり

「(44万円×1.4)×1.7ヵ月=104.72万」と計算してボーナス額が決まります。。

このようなこと(月額をまず1.4倍)をするのは、役所は役所なりの理由があるのですが、市民からすると、ウソを言われているような気がするのではないのでしょうか。

ボーナス1.7ヶ月分と言いながら、実は「1.7×1.4=2.38ヶ月分」です。

はじめから「ボーナスは2.38ヶ月分と言え!」と言いたくなるのでは?。

## ===編集後記===

昨年末、山陰中央新聞に以下のような記事が載りました (12月27日)

米子市議会の日程表が少し変わった。「休会」という言葉の横に「質問の整理」という文言が加わった。何もしていないと思われたくないという議員の懸念を踏まえた対応と聞く。見た目を気にする方々である。定数

記者雑記



「住民目線の会・よなご」の新田ひとみ共同代表は「質問時間の制限は住民意見の封殺につながる」と指摘する。米子工業高等専門学校に加藤博和准教授も「行政組織に立ち向かうためには質問時間は保証されるべき」と話す。加藤さんはこうも言う。「議会の常識は、世間の非常識」。歳暮代わりに贈呈する。(陰山篤志)

の思いを持つ。11月の全協でひとりの質疑が2時間に及んだのを一部議員が問題視した。尾沢三天議長は従来通り、制限はしないとの判断を下したが、このような声が出ることで自体に違和感を覚える。

この中の「全協でひとりの質疑が」とある「ひとり」というのは、私のことです。

11月6日の全員協議会、産廃計画の進め方・その問題点について事業主体である鳥取県環境管理事業センターと米子市当局に質問をし問題点を指摘しました。傍聴席も満席で(ヤジも飛び交いました)、市民の思い・疑問点を全力を尽くして代弁したつもりです。

それを、当日何の質問もしなかった議員が、時間制限を言い出す、まさに議会の自殺行為です。「あんたはどっちの方向を向いて議員活動をしているんだ」と言いたい心境です。

今回は議長の適切な判断で、そのような事態にはなりませんでしたが、議会の中では「市民の非常識」が、「議会の常識」として幅をきかせることが少なからずあります。